

最近のロシアの内政動向および日露関係 ウラジオストク首脳会談と統一地方選を終えて

上野俊彦（現代ロシア政治研究）

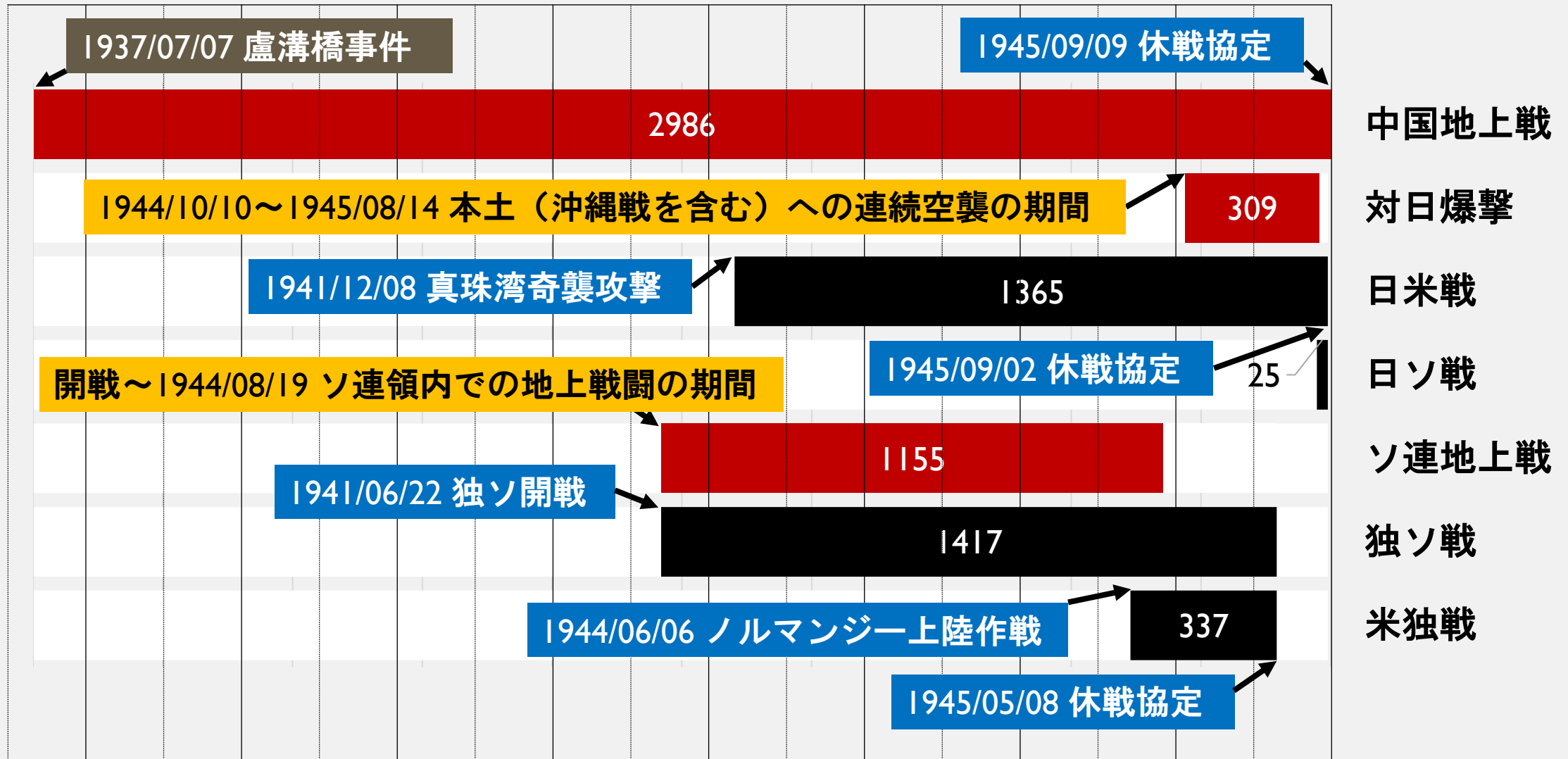
E-Mail: uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp

URL: <http://uenot.gl.xrea.com/>

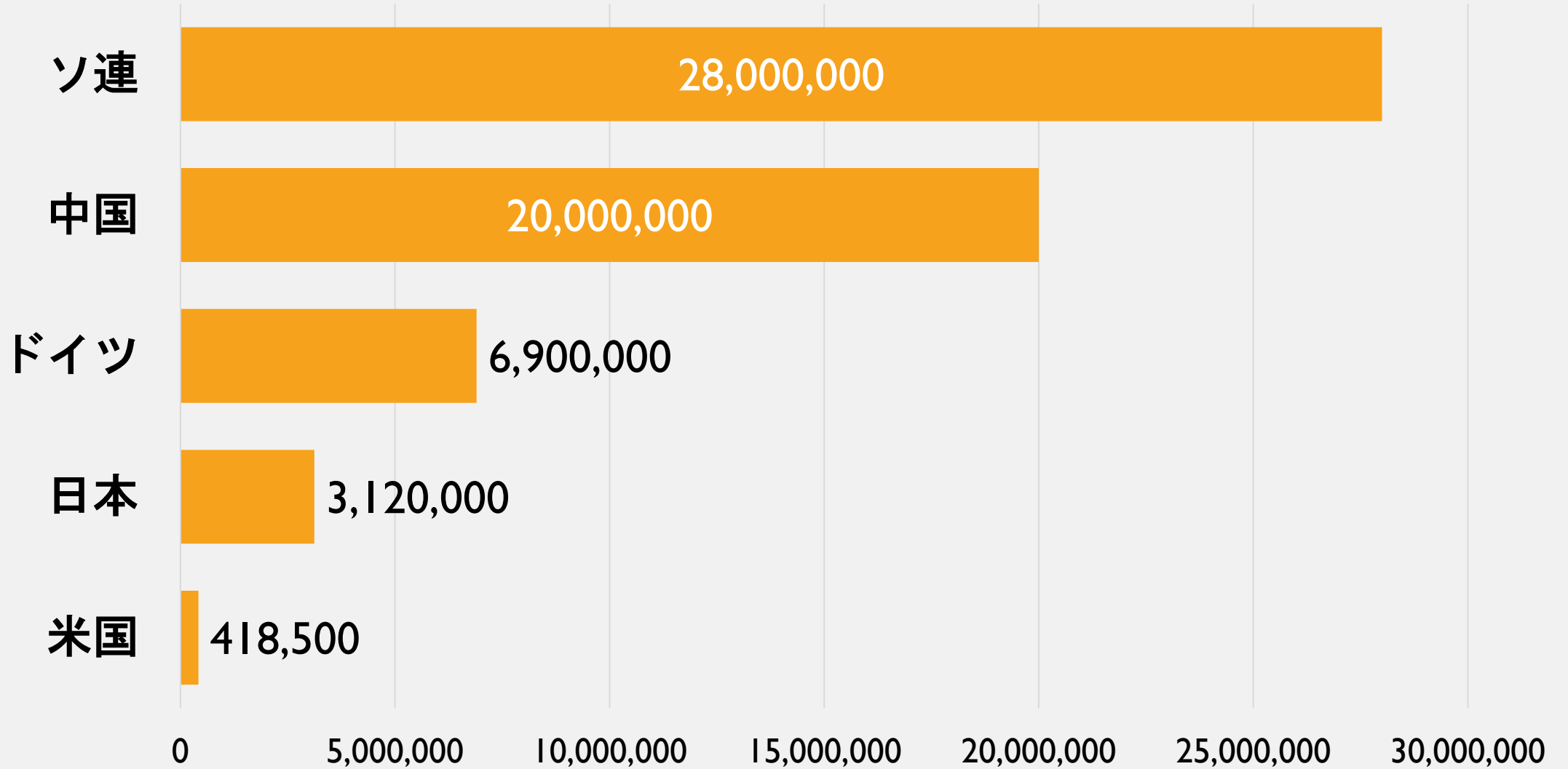
ロシア・東欧学会会計監事／慶應法学会名誉会員

元 上智大学外国語学部／上智大学大学院グローバルスタディーズ研究科 教授

第二次世界大戦の参戦日数



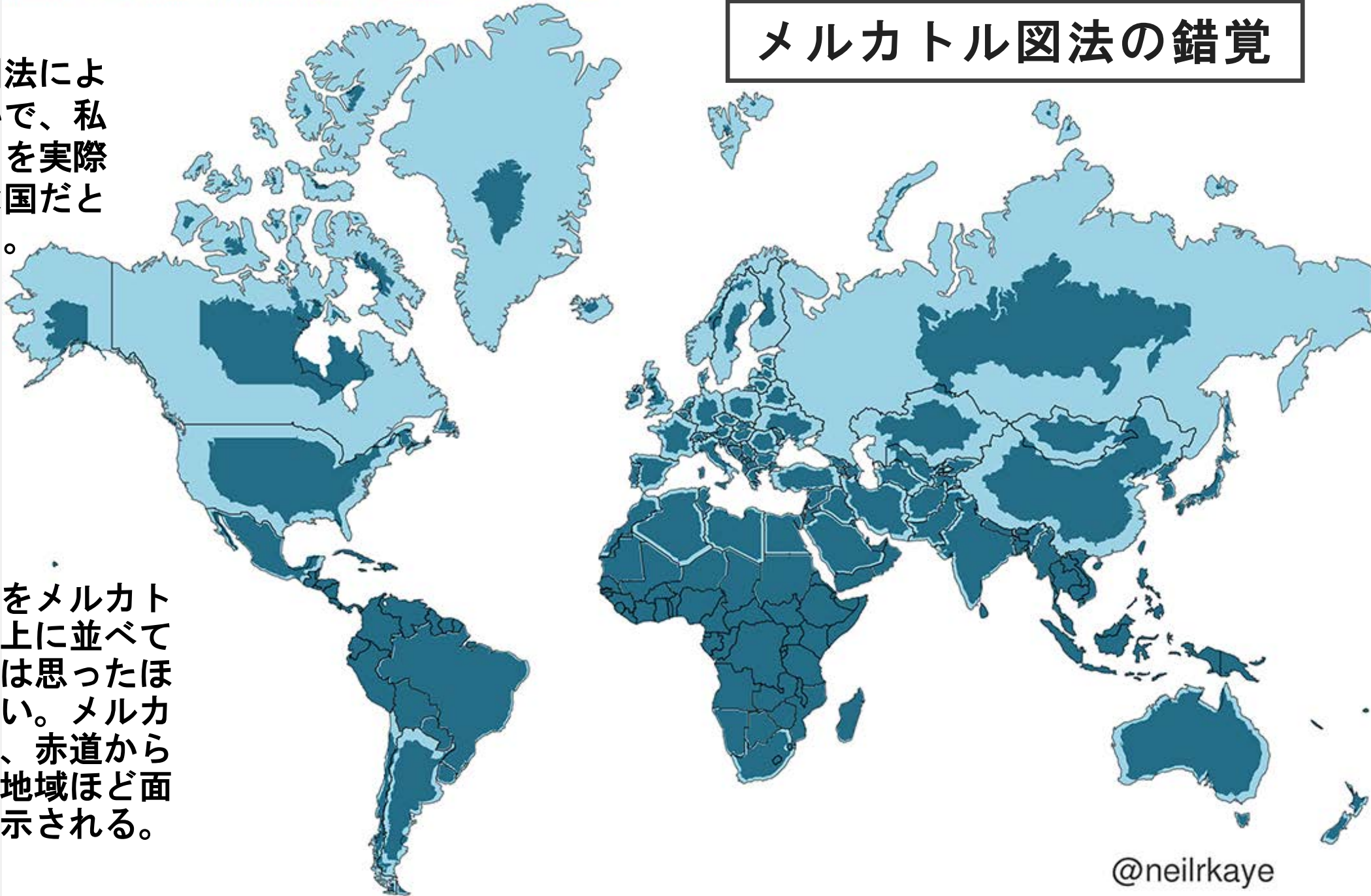
第二次世界大戦の犠牲者数（概数）



メルカトル図法の錯覚

メルカトル図法による錯覚のせいで、私たちはロシアを実際よりも広大な国だと認識している。

同縮尺の地図をメルカトル図法の地図上に並べてみた。ロシアは思ったほど大きくはない。メルカトル図法では、赤道からの距離が遠い地域ほど面積が過大に表示される。



メルカトル図法のワナ

2017年8～9月、北朝鮮のロケット発射実験でJアラートが出ていた頃、テレビの報道番組では、右のようなメルカトル図法の地図を使って、北朝鮮が米国に向けてミサイルを発射した場合、あたかも日本の上空を飛ぶような解説をする報道が多かった。



飛翔コースは正距離方位図法で

ミサイルなどの飛翔コースと到達距離を示す場合には、発射地点を中心とした正距離方位図法を使用しなければならない。

この地図は、北朝鮮のロケット発射基地を中心にした正距離方位図法である。

この地図を見ると、北朝鮮から米国本土に向けて弾道ミサイルが発射された場合、その弾道ミサイルは日本の上空を通過せず、サハリンを含むロシア極東の上空を通過することがわかる。



ところが政府の政策会議の一つ「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が驚くべき報告書を2008年に作成している。

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会

www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/

首相官邸 Prime Minister of Japan and His Cabinet

▲ トップページへ

政策会議

トップ > 会議等一覧

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会

我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を開催するものです。

- [根拠・構成員](#) [PDF] (平成25年2月7日)
- [報告書](#) [PDF]
(注) 報告書17ページ II. 1. (1) 8行目にある「9月」は、正しくは「12月」です。
- [報告書のポイント](#) [PDF]
- [報告書の概要](#) [PDF]
- [Report](#) [PDF]
(Note) on Page 22, Chapter II. 1. (1), line 11, of the Report: "September" should be read as "December".
- [Elements of the Report](#) [PDF]
- [Outline of the Report](#) [PDF]
- [開催状況](#)
- 参考
 - ・ [平成19年8月30日以前の安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催状況等](#)

【連絡先】 内閣官房国家安全保障局
〒100-8914 東京都千代田区永田町2-4-12
TEL. 03-5253-2111

2008〔平成20〕
年報告書作成当
時の懇談会の構
成員も、そうそ
うたる有識者の
方々であった。

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会構成員

(別紙)

岩間陽子	政策研究大学院大学准教授
岡崎久彦	NPO法人 岡崎研究所理事長・所長
葛西敬之	東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長
北岡伸一	東京大学大学院教授
坂元一哉	大阪大学大学院教授
佐瀬昌盛	拓殖大学海外事情研究所客員教授
佐藤 謙	財団法人 世界平和研究所副会長
田中明彦	東京大学教授
中西 寛	京都大学教授
西 修	駒澤大学教授
西元徹也	NPO法人 日本地雷処理を支援する会会長
村瀬信也	上智大学教授
柳井俊二	国際海洋法裁判所判事

[▲ ページのトップへ戻る](#)

[ご意見・ご要望](#) | [プライバシーポリシーについて](#) | [リンク、著作権等について](#) | [サイトマップ](#)

内閣官房 (法人番号3000012010001)
〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL.03-5253-2111 (代表)

内閣官房
Cabinet Secretariat

Copyright © Cabinet Secretariat. All Rights Reserved.

その2008〔平成
20〕年の報告書
の表紙である。

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 報告書

平成20年6月24日

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会

この2008〔平成20〕
年報告書の「はしがき」と第2部2.「米
国に向かうかもしれない弾道ミサイルの
迎撃」に驚くべきこ
とが書かれている。

はしがき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1部 我が国をめぐる安全保障環境と法的基盤再構築の必要性

1. 安全保障環境と法的基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 21世紀の安全保障環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 安全保障に関する政府の憲法解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4. 憲法解釈の変更を促す要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2部 4類型の安全保障問題のそれぞれに関する懇談会の意見

1. 公海における米艦の防護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃・・・・・・・・・・ 11

「はしがき」では、
「北朝鮮の核兵器と
ミサイルの開発は、
我が国にとって直接
かつ新たな脅威とし
て出現した」と書か
れている。

団安全保障の観点からも、国会の内外で広く論議された。このような論議を経て、我が国としても、単に国際平和を乱さないというだけでなく、より積極的に国際平和に協力する必要性が認識され、遅ればせながら国連 PKO 等の平和活動に参加するようになった。しかしながら、憲法第 9 条については、基本的に従来解釈の範囲内にとどまっているため、我が国の活動は、なお多くの制約の下に置かれている。

冷戦終結後、安全保障環境は、更に激変した。テロの深刻化と大量破壊兵器の拡散という新たな脅威が外国からの侵略という古くからある脅威に加わった。特に、近隣の北朝鮮の核兵器とミサイルの開発は、我が国にとって直接かつ新たな脅威として出現した。我が国は、今や多様な脅威に緊急に対応することを迫られている。

日本国憲法が施行された第 2 次世界大戦直後の時期、冷戦時代、冷戦終結直後、さらにその後今日までの時期において、我が国をめぐる安全保障環境が激変したことについては、この報告書に詳述しているとおりである。このような安全保障環境の激変の中にあって、かけがえのない我が国国民の生命・財産、国土及び基本的人権の尊重、民主主義の堅持等の基本的価値を守るにはどうすれば良いかという安全保障の基本を初心に立ち帰って真剣に考えかつ行動することが急務である。それと同時に、我が国の国際社会における役割の重要性にかんがみ、国際平和への協力も、重視しなければならない。

政府の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」2008年報告書の第2部2.「米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃」の項で、北朝鮮が発射した「我が国に飛来する弾道ミサイル」と「米国に向かうミサイル」とは、「いずれの場合か判断できない」ので、「米国に向かうかもしれない弾道ミサイルを我が国が・・・撃ち落とさないという選択肢はあり得ない」と書かれている。

houkokusho.pdf

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhoseyou/houkokusho.pdf

14 / 41

(2) 問題に対する政策目標

設問にもあるとおり、同盟国である米国が弾道ミサイル攻撃によって甚大な被害を被るようになれば、我が国自身の防衛に深刻な影響を及ぼすこととなり、また、我が国の安全保障の基盤たる日米同盟を根幹から揺るがすことになる。

弾道ミサイル防衛は、日米共同で成り立ち、かつ、情報、核抑止力等の面で我が国が米国に大幅に依存しており、従来以上に日米の緊密な連携関係を前提としている。したがって、このような連携関係を離れて我が国のミサイル防衛だけを考えることはできない。

さらに、我が国に飛来する弾道ミサイルは個別的自衛権で撃ち落せるが、米国に向かうミサイルを撃ち落すことは集団的自衛権の行使に当たるのでできないとの立場、あるいは、いずれの場合か判断できないため対応が遅れるという状況は、弾道ミサイルに対する抑止力を阻害する。

以上にかんがみ、米国に向かうかもしれない弾道ミサイルを我が国が撃ち落とす能力を有するにもかかわらず撃ち落さないという選択はあり得ない。

(3) 現行の法的基盤の制約

我が国は、国際法上集団的自衛権を有するが、憲法上これを行行使することはできないとのこれまでの政府見解を維持する限り、同盟国たる米国に向かうミサイルを撃ち落とすことができず、前記(2)に述べた政策目標を達成することはできない。

また、これまでの考え方は、我が国に向けてミサイルが発射されてもそれが武力攻撃

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」2008年報告書の問題点

すでに確認したように、**北朝鮮が米国本土に向けて発射した弾道ミサイルは、日本の上空ではなく、ロシアの上空（領空上）を通過する。**

したがって、**北朝鮮が発射した弾道ミサイルが「我が国に飛来する」か「米国に向かう」か「判断できない」ということはあり得ない。**また、その弾道ミサイルが、米国本土ではなく、ハワイやグアムに向かう場合、日本に飛来する弾道ミサイルと同じ方向を飛翔するが、日本に飛来する場合に比べて、日本海上空での飛翔高度や速度がまったく異なり、日本に飛来するのか、日本の上空を通過するのかは、日本海上空で判断することが可能である。

日本のミサイル防衛システムは、衛星およびイージス艦によってミサイルの発射および飛来を常時監視し、ミサイルが日本近海を日本の領土に向かって飛来してくる場合に、イージス艦のミサイルで迎撃し、さらに地上に近づいた場合には地上発射のミサイルで迎撃するシステムである。**日本のミサイル防衛システムは、北朝鮮が米国本土に向けて発射した弾道ミサイルを、オホーツク海のロシア沿岸付近または北極海の上空で、ましてロシア極東・カナダ・米国など外国領土の上空で、撃ち落とすことなどまったく想定しておらず、その技術的能力もないし、法的基盤もない。**また、グアムやハワイに向かう高速かつ高高度の弾道ミサイルを撃ち落とすことは、現在の日本のシステムではかなり難しい。

結局、「懇談会」2008年報告書は、北朝鮮が発射した弾道ミサイルが、米国本土に向かおうが日本に向かおうが、どちらも撃ち落とすべきだと主張したかったのではなく、どちらに向かうか判断できない以上（これは上で述べたように間違い）、結果的に**米国へ向かうことになる弾道ミサイルも撃ち落とす必要があるから、集団的自衛権を認めるべきだ、**そうしないとミサイル防衛ができないと主張したかったのであろう。

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」座長や委員の見識

2008年6月29日の柳井座長による記者会見で発表された「懇談会」委員の発言要旨によると、「『同盟国である米国に向かうミサイルが我が国上空を飛ぶのに、なぜ撃ち落とさないのか』というのが普通の感覚」と述べた委員がいる。

→**米国本土に向かうミサイルも日本の上空を飛ぶと考えているフシがある。**

記者の「技術的に、ワシントンに向かうようなミサイルの迎撃も近い将来にできるようになるという認識か」という質問に対し、柳井座長は、「技術の進歩は想像以上に早く、・・・技術のレベルが上がっているという印象を得ている」と述べている。

→記者も柳井座長もわかっていない可能性がある。**北朝鮮から発射されワシントンに向かう弾道ミサイルを迎撃するとすれば、オホーツク海のロシア沿岸付近または北極海上での迎撃となる。これは、「技術的に可能」云々ではなく、日本のイージス艦がオホーツク海のロシア沿岸付近または北極海から迎撃ミサイルを発射し、その上空で撃ち落とすことの国際的影響、とくにロシアへの影響をまったく理解していない。**ちなみに、柳井俊二氏は、2008年当時は国際海洋法裁判所判事で、のちに裁判長にもなった元外務官僚（外務次官で退官）である。

この報告書が出た6年後の2014年7月1日、第2次安倍内閣は、憲法は集団的自衛権を認めていないという従来の憲法解釈から、憲法は集団的自衛権を認めているという解釈へと、憲法解釈を変更する閣議決定をおこなった。さらに、その5年後の2019年、米国が中距離核戦力（INF）全廃条約から一方的に離脱（2019年2月2日通告、8月2日正式離脱）した。これらのことにより、**ロシアは、日米安保体制、とりわけ日本のミサイル防衛がロシアにとっても大きな脅威となると判断し（この判断は誤解に基づくものだが、その誤解の種を蒔いたのは日本側である）、ロシアの日露平和条約締結交渉に対する態度を硬化させたと考えられる。**

ロシア型競争的権威主義・一党優位体制（１）

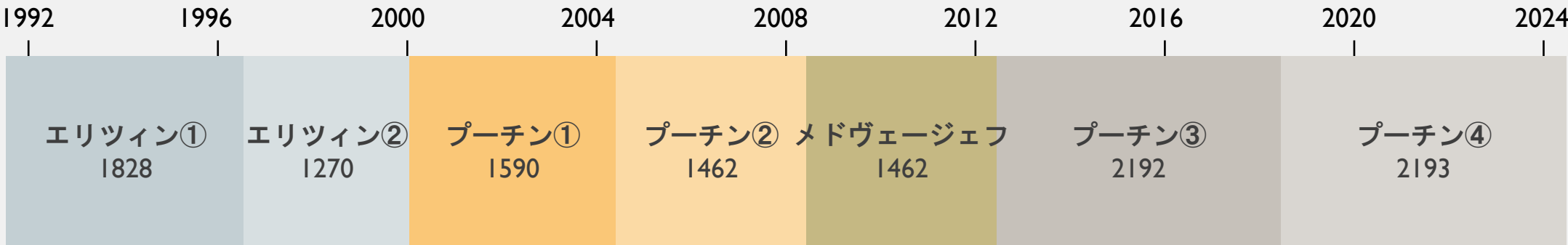
- **グラフ１** 歴代の大統領と首相の在職日数を見るとプーチン政権の長さがわかる
- **グラフ２** 問題は、オルタナティヴ（有力な政権の受け皿）の欠如と、下院選の投票率の低下傾向。オルタナティヴの欠如については2012年以降の日本も同様。
- **グラフ３** ロシアの一党優位体制と日本の与党優位体制とのだいたいに、議席数や得票数で大きな違いはない。顕著なのは、日本の与党の得票率の低さである。
- **グラフ４** 2014年以降、モスクワの状況も東京と似てきたが、モスクワは低投票率が顕著。いずれにせよ、首都の選挙は国政選挙の状況とは異なる。モスクワは「ヤーブラコ」、東京は「都民ファーストの会」など、国政選挙にはないローカル政党や都市型リベラル政党が一定の支持を獲得している。これが全国規模の変化の先取りなのか、それともローカルで特異な一時的現象なのかは、次回選挙を見ないと分からない。

ロシア型競争的権威主義・一党優位体制（２）

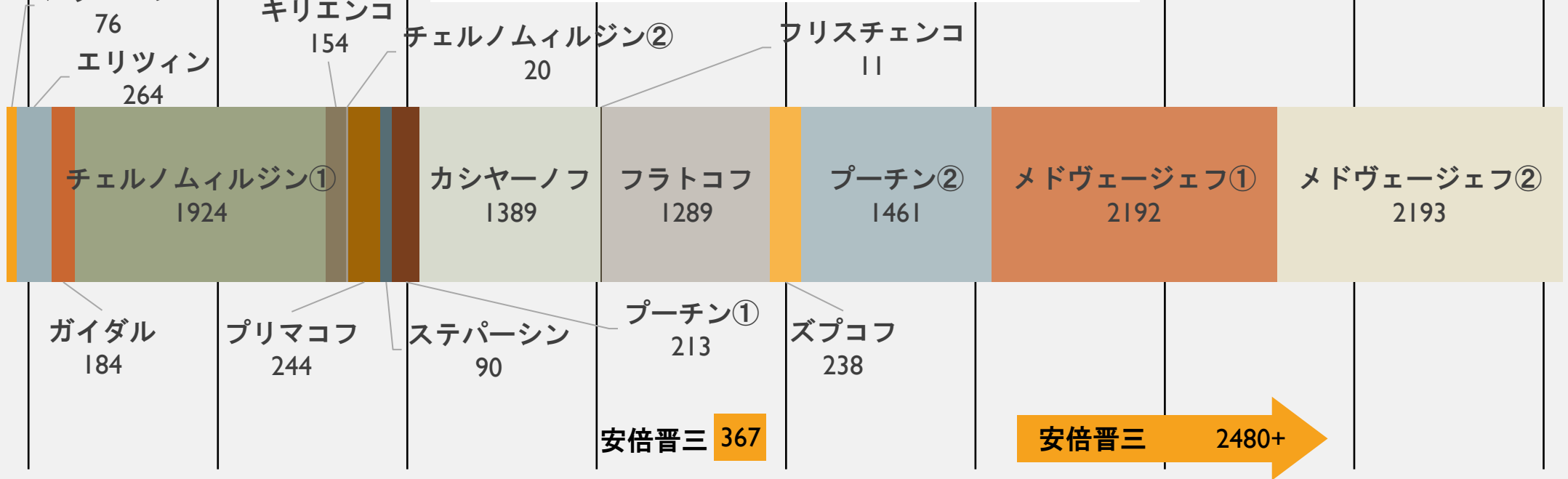
- 選挙は、エリツィン期の経験不足に起因する無秩序と混乱から脱し、回を重ねるごとに秩序だって実施されるようになってきた→不正が蔓延との印象とは異なり、投開票自体は概ね公正（日本と大差はない）。そのことは、客観的な世論調査・出口調査の結果と実際の選挙結果に違いがないことから明らか。むしろ、問題は、利益誘導、現職による行政リソースの利用など、投票以外での不公正の存在。問題の所在に異なる点があるものの、選挙の不公正さ・不透明さは、日露間で大同小異。
- 日本の場合は、小選挙区により1票の重みの格差が大きい、比例代表選出議員が少なく、しかも比例区が小さい、選挙管理委員会が政府や地方行政機関から独立していないなど、選挙制度に問題が多い上に、選挙人の本人確認がない、開票ミスが多いなど、投開票手続きも不透明。ロシアと同様またはそれ以上に、日本では与党・現職の利益誘導が顕著。またロシアに比べ選挙運動に制約が多い（事実上、名前の連呼、公設ポスターと公報以外の宣伝方法がなく、選挙期間中のメディア規制も厳しい）ため、与党候補・現職や知名度の高い候補者が有利。結果として政党・個人にとって新規参入障壁が高くなっている。
- ロシアのリベラル派は弾圧されているからではなく、国民に支持されていないために議席が取れない。→エリツィン期の自由主義的経済政策の失敗の後遺症。

グラフ1

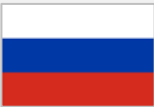
歴代大統領の在職日数（単位：日）



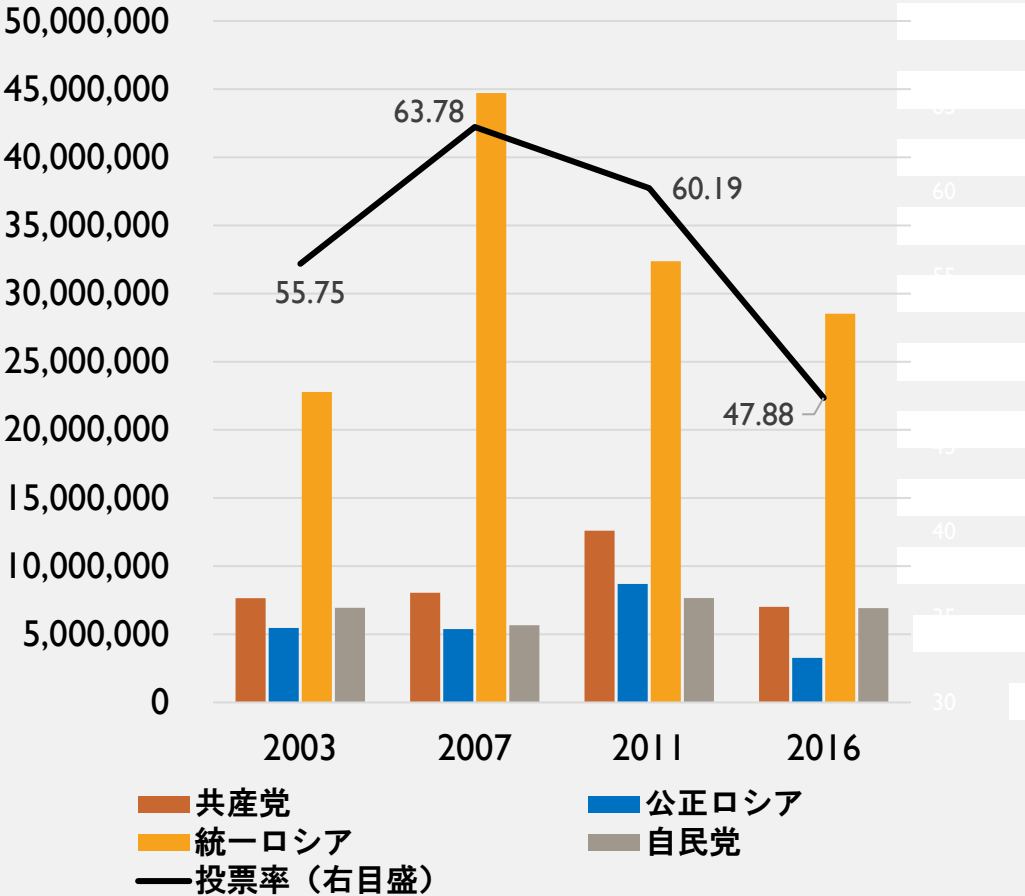
歴代首相の在職日数（単位：日）



グラフ2



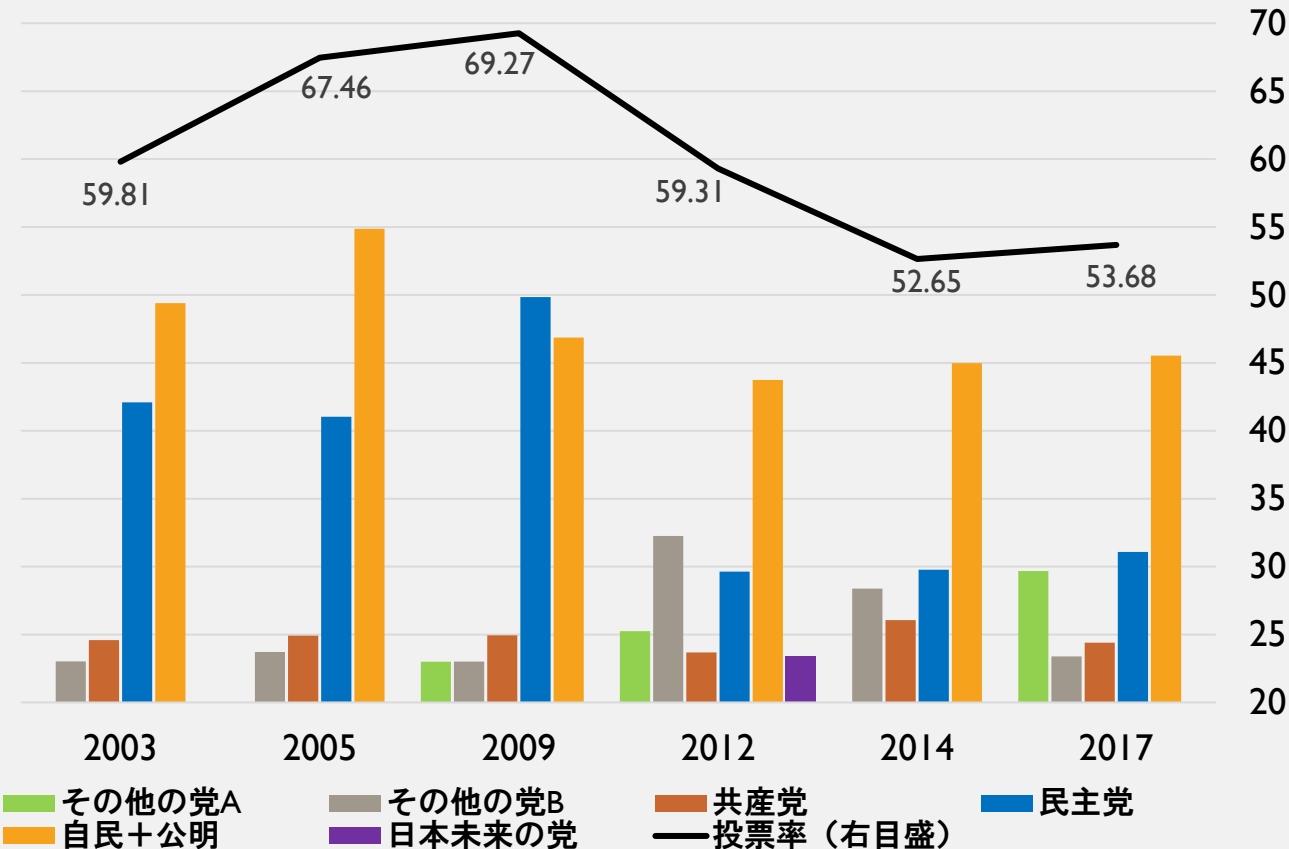
2003～16年ロシア下院議員選挙比例区
の主要党派別得票数と投票率



注：2003年は公正ロシアではなく祖国。



2003～17年日本衆議院議員選挙比例区
の主要党派別得票数と投票率

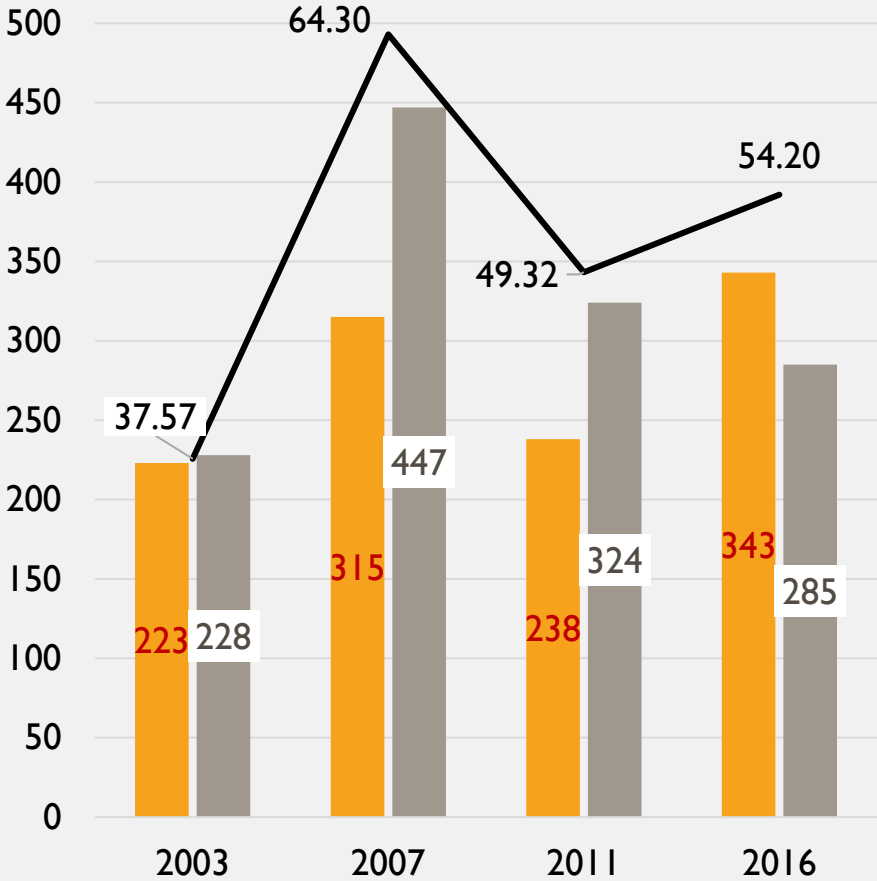


注：その他の党Aは、みんなの党(2009・2012)、希望の党(2017)。その他の党Bは、社会民主党(2003～09)、日本維新の会(2012・2017)、維新の党(2014)。民主党は2017年のみ立憲民主党。

グラフ3



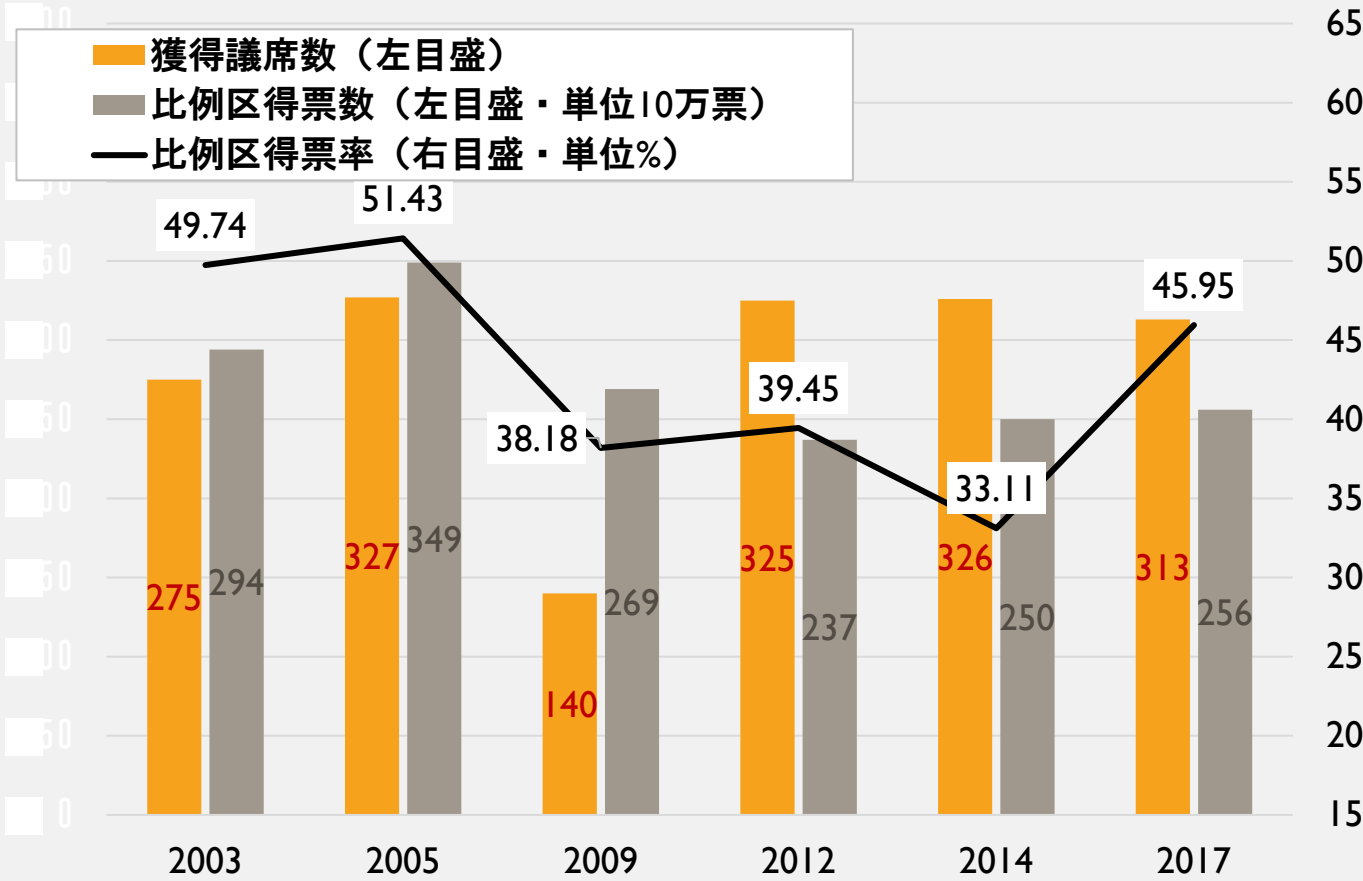
2003～16年下院選挙の統一ロシアの
獲得議席数、比例区得票数・得票率



注：議席数は、小選挙区225+225=450。ただし、2007・2011年は比例区のみで450。



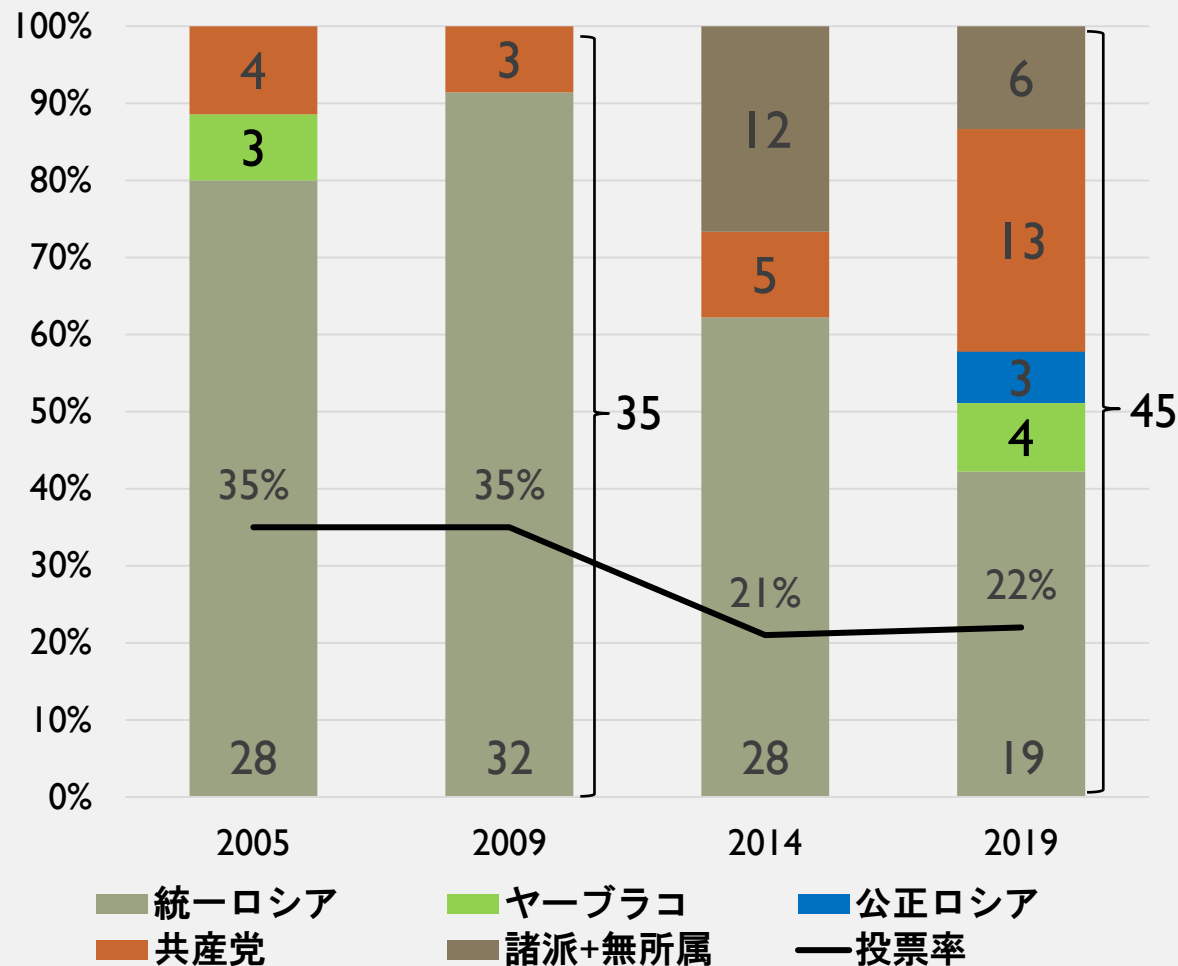
2003～17年衆議院選挙の自民+公明党の獲得議
席数、比例区得票数・得票率



注：議席数は、2012年まで小選挙区300+比例区180=480、2014年は295+180=475、2017年は289+176=465。

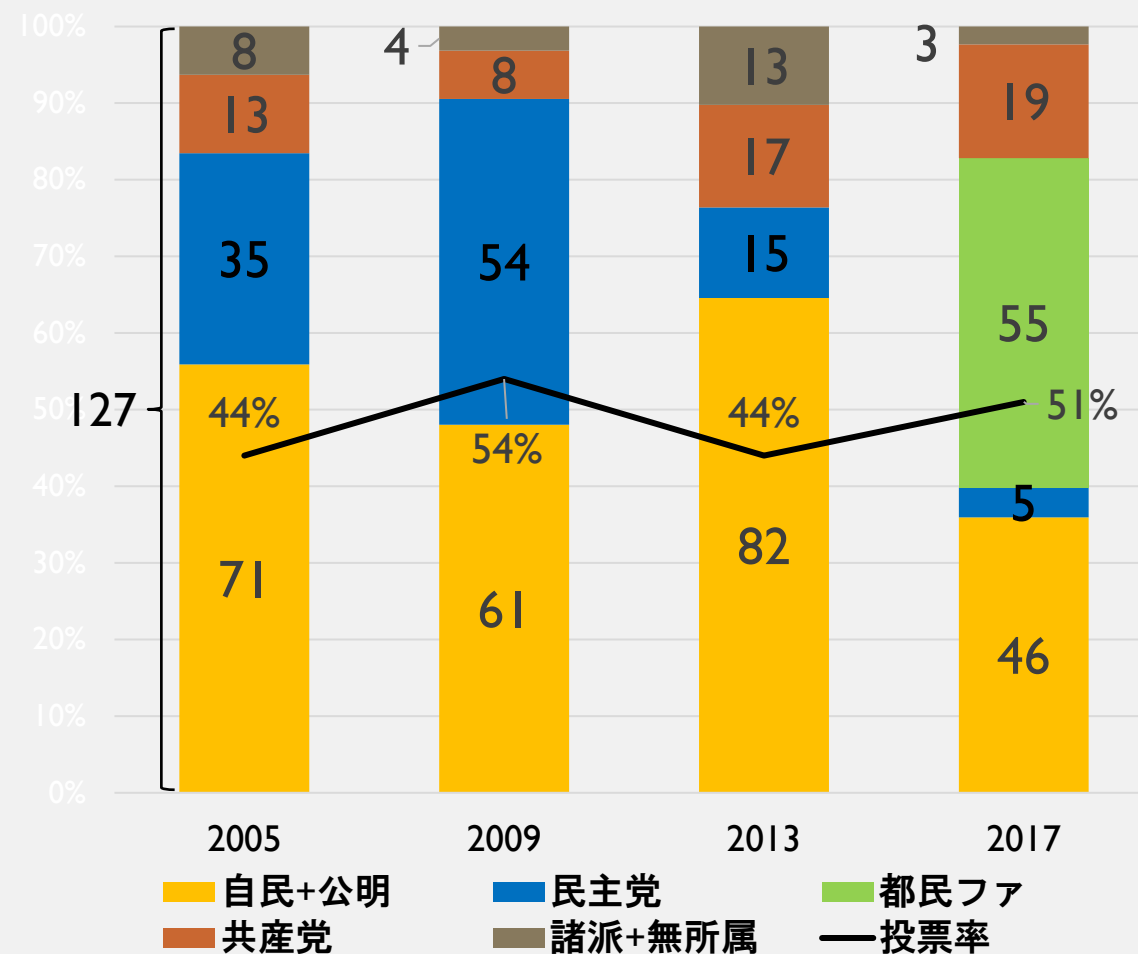
グラフ 4

 2005～19年モスクワ市議会議員選挙の主要党派別獲得議席数と投票率



注：モスクワ市議会の議席数は2009年まで35、2014年から45。

 2005～17年東京都議会議員選挙の主要党派別獲得議席数と投票率



注：2017年は民主党ではなく民進党。都議会の議席数は127。

日露平和条約締結交渉の前提（１）

1. 「英米共同宣言」（大西洋憲章）（1941年8月14日、ソ連は9月24日に参加を宣言）

- 一、両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。
- 二、両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。

2. 「ヤルタ協定」（1945年2月11日）

- 二、（イ）樺太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ
(shall be returned / возвращения)
- 三、千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ (shall be handed over / переда́чи)

3. 「ポツダム宣言」（米、英、支三国宣言）（1945年7月26日）

- 八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

日露平和条約締結交渉の前提（２）

4. 「サンフランシスコ平和条約」（1951年9月8日）

第二条 (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

5. 「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」（1956年10月19日）

9 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すこと（передачи）に同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

「北方領土問題」の発生（１）

- 米英ソが調印した1941年の大西洋憲章における**領土不拡大の原則**からすれば、少なくとも千島列島はすべて日本の領土であると主張できるように思えるが、**米英ソは1945年のヤルタ協定でソ連への樺太南部の「返還」および千島列島の「引渡」を確認し、ソ連の領土拡大を認めている。**同様に、欧州でも、1618年以降、一貫してドイツ（プロイセン）領であったケーニヒスベルク（現ロシア領カリーニングラート州）のソ連（一部はポーランド）による領有権を認めている。
- **日本政府は、1951年に調印したサンフランシスコ平和条約によって千島列島を放棄し、国会も同条約を批准している。**なお、批准国会で、政府は、千島列島には択捉島および国後島が含まれるが、歯舞群島と色丹島は含まれない、と答弁している。当時の日本では、択捉島および国後島は南千島と呼ばれており、この両島が千島の一部であることは日本においても常識であった。他方、歯舞群島と色丹島は北海道の一部であり、千島列島には含まれないという認識が、1951年当時、連合国とのあいだで共有されていたという根拠はない。
- **1956年の日ソ平和条約締結交渉では、日本政府は、サンフランシスコ平和条約により放棄した千島列島には含まれないと理解している歯舞群島と色丹島の返還を目標として交渉に臨んだ。**米国は日ソ平和条約締結を望んでいなかったが、ソ連が日本の返還要求に応じることはないと予想して交渉を静観していた。ところが、予想に反してソ連側が平和条約締結後の歯舞群島と色丹島との引き渡しに合意したことで平和条約が締結されることになったため、急遽、日本政府に対し、平和条約を締結した場合は永遠に沖縄を返還をしないとの圧力をかけて、条約締結を阻止しようとした。それを受けて日本政府は、択捉島と国後島の返還要求を上乗せしたため、日ソ平和条約締結は頓挫し、日ソ共同宣言による国交正常化だけが実現された。

「北方領土問題」の発生（２）

- 1961年、日本政府は、択捉島と国後島は千島列島に含まれるとするサンフランシスコ平和条約調印時の解釈を一方的に変更し、択捉島と国後島はサンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島には含まれないとする閣議決定をおこなった。この立場が、現在まで日本政府の立場となっている。
- また、この頃から日本政府は、択捉島と国後島を南千島と呼ぶことは両島が千島列島に含まれないとする立場と相容れないため、従来から北海道の一部と主張してきた歯舞群島と色丹島とをあわせて「北方領土」という呼称を用い始めた。さらに、これら「北方領土」は外国の領土に一度もなかったことがない日本の「固有の領土」であるという主張を補強材料として主張し始めた。
- しかし、択捉島と国後島はサンフランシスコ条約で放棄した千島列島には含まれないという主張は、1961年以前の日本国内の理解と矛盾しているだけでなく、サンフランシスコ平和条約の調印国によって合意されていない、条約の一方的な解釈変更である。また、「北方領土」は一度も外国の領土になったことのない「固有の領土」であるから日本の領土であるという主張は、戦争の結果や条約の締結その他の理由により、歴史上たびたび国境線が変更されてきたヨーロッパでは、理解されにくい。ドイツの政府と国民は、周辺諸国を侵略することによって第2次世界大戦を引き起こしたことを深く反省し、敗戦によってケーニヒスベルクを含む東方の領土を失うことになったことも受け入れている。他方、日本の政府と国民は、ドイツと同様に第2次世界大戦を引き起こした責任があるにもかかわらず、戦前の歴史や戦中の行為について曖昧な態度をとり続け、いったんは放棄することに同意した領土の一部の返還を求めるなど、あたかも戦争の被害者であるかのような態度をとり、第2次世界大戦の結果を完全には受け入れていないように見える。

安倍・プーチン交渉で平和条約締結はあるか（１）

- ソ連・ロシアは、国際的孤立感を強く感じたり、自国が弱体であると感じたとき、日本との協調・協力関係を強化しようとする傾向がある。
- スターリン死亡・朝鮮戦争休戦後の1956年「日ソ共同宣言」も、1971年ニクソン・ショック・1972年沖縄返還後の1973年の田中・ブレジネフ会談「日ソ共同声明」も、ソ連解体後の1993年エリツィン訪日「東京宣言」以降の一連の日露平和条約交渉も、そうした傾向の産物だった。
- 2014年のウクライナ政変後のロシアもそういう傾向にある中でプーチン・安倍会談が繰り返されてきたが、安倍総理は2018年11月14日、ついに日本側としては初めて「1956年の日ソ共同宣言を基礎にして平和条約を締結」（事実上の二島返還路線）と譲歩した。しかし、もう残された時間はほとんどなかった。
- それは、中東情勢をめぐって米露関係・英露関係が悪化していく中、2019年2月2日、米国が中距離核戦力（INF）全廃条約からの一方的離脱を通告したことで、ロシアが、東アジアの安全保障環境の変化を意識し始め、日米軍事同盟をあらためて重視せざるをえなくなったからである（「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」をめぐる説明を想起）。

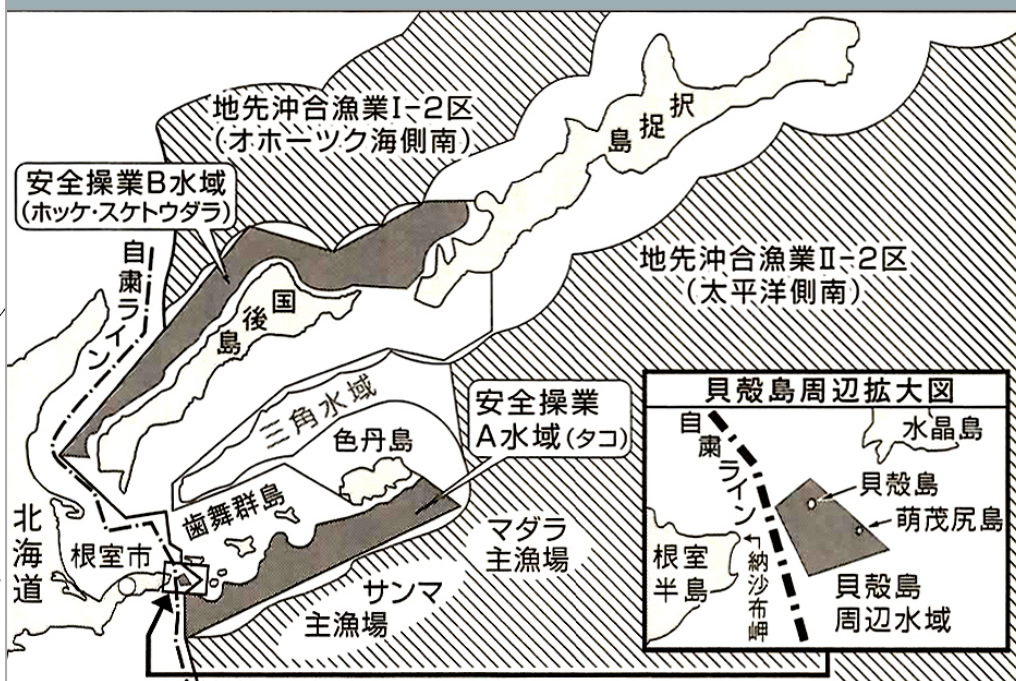
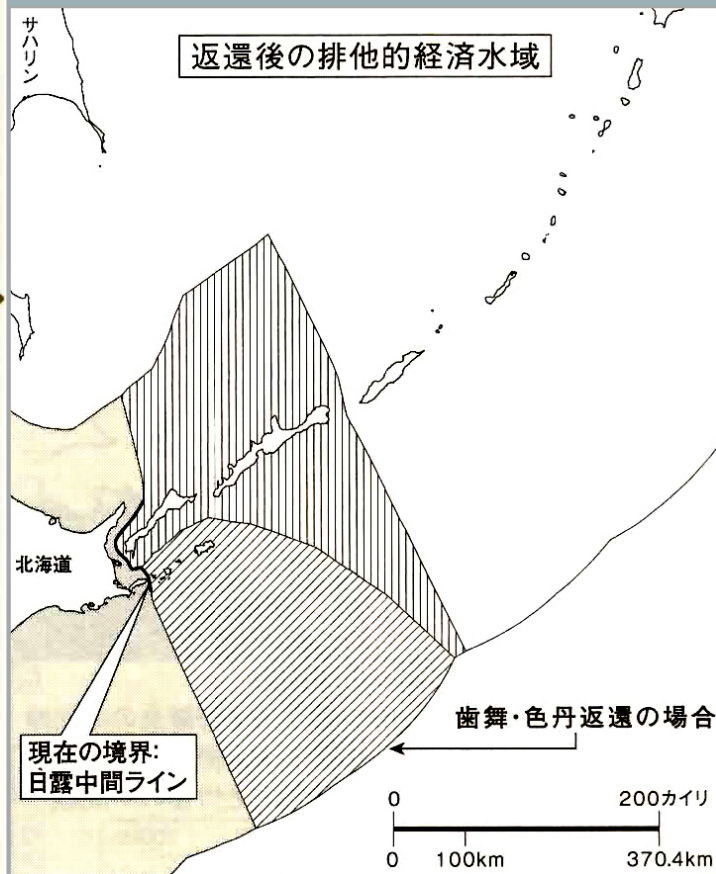
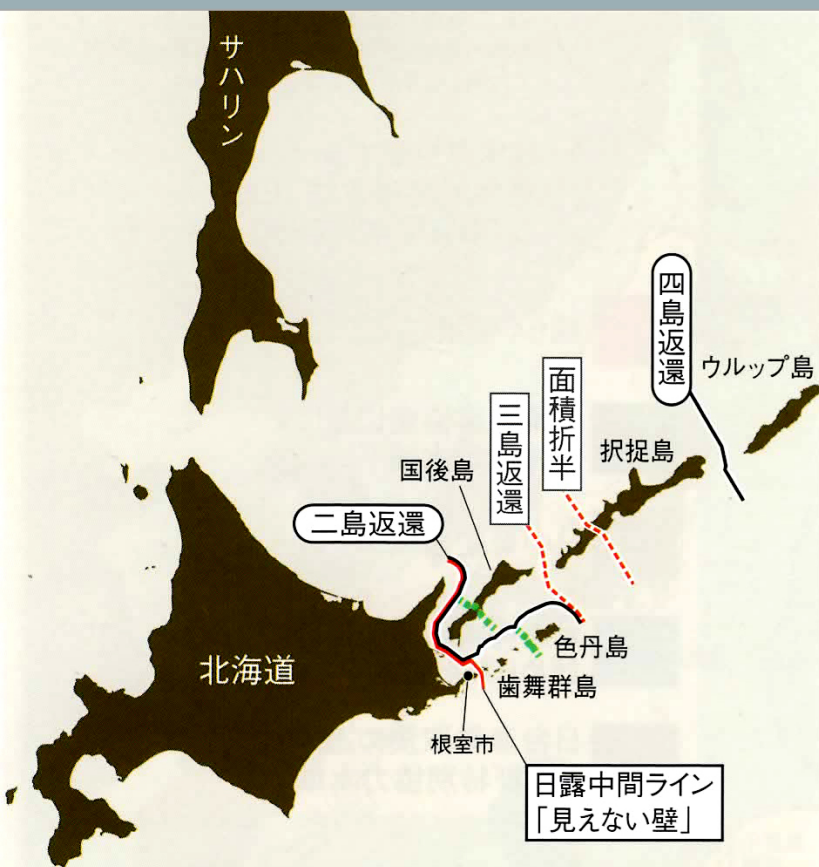
安倍・プーチン交渉で平和条約締結はあるか（２）

- 「平和条約締結」は、ソ連・ロシアにとって日本との協調・協力強化のための「触媒」に過ぎない。協調・協力の強化の方針が、強化は不要・とりあえず様子見などに変化したとき、あえて「触媒」を注ぎ込む必要はなくなる。日本は東アジアにおける重要なパートナーとしてキープしておきたい国なので、「平和条約締結はもうやめめた」とはならないが、現在は、交渉のスローダウンや停滞の時期に入ったと言える。
- 日本政府（政府だけではない）は決断に時間がかかりすぎ、外交の場面で、機敏な行動をとれず、好機を逃してきた。2018年11月14日に出した日本政府の方針が、エリツィン政権の時代に、あるいは2014年の段階で出ていれば、平和条約は締結できていたかも知れない。とはいえ、平和条約締結が、日露双方にどれだけプラスになるのかは、予測がつかないのだが（地元の東北海道や南クリル地区にとって、また東北海道の漁業従事者にとって、プラスになることは間違いないのだが）。

国境線をどこに引くか

題であると考えている。漁業従事者にとっては排他的経済水域が広いほうがよいに決まっているが（つまり、二島返還は死守だが）、北方海域の沿岸漁業の将来を考えると、それに固執して国境線を画定できないことのデメリットのほうが大きいので、副次的問題だと考えるのである。まずは国境線を引いて、東北海道と南クリルとのあいだの人とモノの移動の自由を実現することが地元にとって最大のメリットだと思う。かつて樺太にあった地上国境を国後島で復活させるのもありだろう。

地図の出典は、岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策』（朝日新聞出版、2013）。



安全操業図

(原図作成：根室市)